

# 入札心得

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## 1. 目的

全国社会福祉協議会（以下、「本会」）の契約に係る一般競争入札および指名競争入札（以下「入札」）を行う場合の取り扱いについては、本会諸規程に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## 2. 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、本会が指定する期日までに、本会が指定した様式により「入札参加資格審査申請書」を提出し、本会より競争入札参加資格者として認定を受けなければならない。

ただし、以下の場合において、競争入札参加資格者であっても入札に参加することができない。

- 一 以下のいずれかの事由により本会から指名停止措置を受け、指名停止措置期間中にある者
  - ① 本会と締結した契約の履行にあたり、故意に物品の製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 本会が実施する競争入札において、その公正な競争の執行を妨げた者、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者の契約の締結または履行を妨げた者
  - ④ 監督または検査の実施にあたり職員の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - ⑥ 入札参加登録申請、もしくは契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- 二 入札募集の公表を行った日から入札日（落札者にあつては本契約締結日）までの間において、官公庁から入札参加資格に係る指名停止措置期間中にある者
- 三 暴力団排除に関する誓約事項に違反があった者
- 四 当該契約の締結、履行にかかる能力を有しない者

## 3. 入札等

- (1) 入札参加者は、入札説明書、見積要項書および本入札心得等において示す事項について承諾のうえ、入札しなければならない。

この場合において、上記事項について疑義があるときは、原則として書面をもって本会に対し説明を求めることができる。
- (2) 入札参加者は、入札説明書、見積要項書等において示した書類を封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、本会が指定した期日、場所に提出するものとする。郵送、電送等による入札は認めない。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札参加者または入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

- (5) 入札の期日に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (6) 一度提出した入札書を書き換え、引き換えまたは撤回することはできない。

#### 4. 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、入札価格が同価格によるくじ引きの場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - ① 入札執行前には、入札辞退届を契約者等に直接持参し、または郵送（入札日の前日までに到着するものに限る）して行う。
  - ② 入札執行中には、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

#### 5. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、第 1 回の入札に際し、入札書等に記載される金額に対応した見積内訳明細書の提出しなければならない。

#### 6. 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、または不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

#### 7. 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、または 2 人以上の代理をした者の入札
- (8) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格以下の価格での入札

- (9) 再度入札に付した場合において、前回の入札価格と同価以上の価格での入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

## 8. 落札者の決定

入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、総合評価落札方式による場合は、本会が提出を求める各書類の内容と入札額を総合的に評価し、落札者を決定するものとする。

## 9. 再度入札

- (1) 開札をした場合において、各入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、入札を辞退した者、無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- (2) 再度入札は、原則として1回を限度とする。なお、再度入札の結果、落札者となるべき入札者がいない場合は、無効の入札を除いた最低価格の入札をした者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

## 10. 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者によるくじ引きによって落札者を定める。

## 11. 契約書等の提出

- (1) 落札者は本会が指定する約款等に基づき作成した契約書もしくは本会が提示する契約書に記名・捺印し、原則として落札決定日の翌日から7日以内に、これを本会に提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

## 12. 異議の申立

入札参加者は、入札後、入札仕様書、見積要項書、本心得および現場等について、異議を申し立てることはできない。

## 13. 入札結果の公表

一般競争入札の結果については、入札募集の公表を行ったホームページに入札者・入札額、落札者・落札額、予定価格を原則1年間公表する。ただし、指名競争入札の結果については、公表は行わない。

以 上